

○ 掛川市建設工事競争入札参加者の格付基準

(目的)

- 1 この格付基準は、建設工事競争入札に参加することができる資格を有する者の格付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(等級の格付の基準)

- 2 等級の格付は、経営事項審査総合評定値に工事实績等を勘案して指名競争入札者選定等委員会が定める。

(1) 等級

土木一式工事	A、B、C、Dの4等級
管工事	A、B、Cの3等級

(2) 土木一式工事、管工事の総合点数

総合点数＝経営事項審査総合評定値＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H

- B 工事成績による加減点
- C 優良建設工事表彰による加点
- D 防災協定による加点
- E ISO取得による加点
- F エコアクション21参加による加点
- G 消防団協力事業所による加点
- H 不正行為等による減点

詳細については別紙1参照

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年6月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年12月5日から施行する。

別紙 1

発注者別評価…の評価項目及び加点・減点状況

発注者別評価点活用の対象業種	土木一式・管	
発注者別評価点の対象者	市内業者	
発注者別評価点の評価項目	評価内容	加減点 (上限81点)
B : 工事成績	過去2年度分の工事成績評点に応じた加減点(評点は別記)	(上限40点)
C : 工事表彰	過去2年間に優良建設工事の表彰を受けた場合に加点(上限2回) 受賞者が若手技術者である場合に加点(工事完了年度末において40歳以下)。ただし、共同企業体による工事の場合は受賞者が所属する事業者のみ加点。 ※浄化槽設置工事については、管工事ランクに5点の加点(上限2回に加算される)	回数×5点 (最大10点) 回数×5点 (最大10点) 回数×5点
D : 防災協定	掛川市と防災協定を締結している業者に加点	10点
E : ISO取得	取得業者 ※取得シリーズごとに加点	各ISO取得数 ×5点
F : エコアクション21	登録業者	1者3点
G : 消防団協力事業所	登録業者	1者3点
H : 不正行為	過去2年間の注意及び入札参加停止処分に応じて減点する。 (1) 注意 ①口頭 (-50) ②文書 (-100) (2) 入札参加停止 ①3ヶ月未満 (-200) ②3ヶ月以上6ヶ月未満 (-300) ③6ヶ月以上12ヶ月未満 (-400) ④12ヶ月以上 (-500)	(上限-500点)

別記

工事成績による評点

工事成績が下記基準点以上の工事について、それぞれの種類ごとに次の式により算定した合計点数に応じ、表 1 及び 2 に掲げる工事成績等の評点。

$$\text{合計点数} = \Sigma \{ (\text{工事成績} - 70) \times \text{請負代金額} / 100 \text{万円 (小数点以下切り捨て)} \}$$

基準点 70点

表 1 土木一式

合計点数	加算 点数
3,000 以上	40
2,000 以上 3,000未満	30
1,000 以上 2,000未満	20
500 以上 1,000未満	10
100 以上 500未満	5
0 以上 100未満	0
0未満	-10

表 2 管

合計点数	加算 点数
3,000 以上	40
2,000 以上 3,000未満	30
1,000 以上 2,000未満	20
500 以上 1,000未満	10
100 以上 500未満	5
0 以上 100未満	0
0未満	-10

(注1) 請負代金額（最終変更後の請負代金額）が 1 件250万円以上の掛川市発注の工事について、前々年度から前年度までの間に掛川市工事成績評定基準に基づき工事成績を算定した工事を対象とする。

(注2) ただし、J V 工事は出資比率により評点算定する。